

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第95号）（環境局環境政策部循環型社会推進課）

廃棄物の処理に要する費用の適正化を図るため、一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用を次のとおり改定することとしました。

1 ふん尿の処理に係る手数料を次のとおり改定します。

区 分		単 位	手 数 料		
			改正前	改正後	
人数に基づき算定する場合	便所を使用する者（以下「使用者」という。）が2人以内のとき。	1 月	円 600	円 700	
	使用者が3人以上のとき。	1人につき 1月	300	350	
収集量に基づき算定する場合	定期的に収集するとき。	1月の収集量が200リットル以下のとき。	1 月	1,300	1,500
		1月の収集量が200リットルを超えるとき。	1月100リットルまでごと	650	750
	臨時に収集するとき。	1回の収集量が200リットル以下のとき。	1 回	1,300	1,500
		1回の収集量が200リットルを超えるとき。	1回100リットルまでごと	650	750

2 一般廃棄物（本市が収集する粗大ごみ、ふん尿及び犬、猫等の死体を除く。）の処理に係る手数料を次のとおり改定します。

区 分		改 正 前	改 正 後
占有者が市の指定する施設に搬入し、処分を委託する場合	埋立処分を施設入とするとき。	1回の搬入量が1トン以下のときは、100キログラムまでごとに800円	1回の搬入量が600キログラム以下のときは、100キログラムまでごとに1,200円
		1回の搬入量が1トンを超え3トン以下のときは、8,000円に1トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,200円を加えた額	1回の搬入量が600キログラムを超え2トン以下のときは、7,200円に600キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,600円を加えた額
		1回の搬入量が3トンを超えるときは、32,000円に3トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,600円を加えた額	1回の搬入量が2トンを超えるときは、29,600円に2トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに2,000円を加えた額
	占有者が市の指定する施設に搬入し、処分を委託する場合	1回の搬入量が500キログラム以下のときは、100キログラムまでごとに800円	1回の搬入量が300キログラム以下のときは、100キログラムまでごとに1,000円
		1回の搬入量が500キログラムを超え2トン以下のときは、	1回の搬入量が300キログラムを超え1トン以下のときは、3,

その他	4,000円に500キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,200円を加えた額	000円に300キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,400円を加えた額
	1回の搬入量が2トンを超えるときは,22,000円に2トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,600円を加えた額	1回の搬入量が1トンを超えるときは,12,800円に1トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,800円を加えた額

3 産業廃棄物処分費用を次のとおり改定します。

区分	改正前	改正後
埋立処分を施設入場	1回の搬入量が1トン以下のときは,100キログラムまでごとに800円	1回の搬入量が600キログラム以下のときは,100キログラムまでごとに1,200円
	1回の搬入量が1トンを超え3トン以下のときは,8,000円に1トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,200円を加えた額	1回の搬入量が600キログラムを超え2トン以下のときは,7,200円に600キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,600円を加えた額
	1回の搬入量が3トンを超えるときは,32,000円に3トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,600円を加えた額	1回の搬入量が2トンを超えるときは,29,600円に2トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに2,000円を加えた額
その他	1回の搬入量が500キログラム以下のときは,100キログラムまでごとに800円	1回の搬入量が300キログラム以下のときは,100キログラムまでごとに1,000円
	1回の搬入量が500キログラムを超え2トン以下のときは,4,000円に500キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,200円を加えた額	1回の搬入量が300キログラムを超え1トン以下のときは,3,000円に300キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,400円を加えた額
	1回の搬入量が2トンを超えるときは,22,000円に2トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,600円を加えた額	1回の搬入量が1トンを超えるときは,12,800円に1トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,800円を加えた額

上記1の改正は平成17年6月1日から,上記2及び3の改正は同年7月1日から施行することとしました。

なお,平成17年6月1日前に委託を受けたふん尿の収集,運搬及び処分に係る手数料(臨時に収集するときに係るものに限る。)については,なお従前の例によることとしています。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市条例第95号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1ふん尿の項中「600」を「700」に、「300」を「350」に、「1,300」を「1,500」に、「650」を「750」に改め、同表その他の一般廃棄物の項中

「

1回の搬入量が1トン以下のとき。	100キログラムまでごとに800円
1回の搬入量が1トンを超え3トン以下のとき。	8,000円に1トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,200円を加えた額
1回の搬入量が3トンを超えるとき。	32,000円に3トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,600円を加えた額

」

を

「

1回の搬入量が600キログラム以下のとき。	100キログラムまでごとに1,200円
1回の搬入量が600キログラムを超え2トン以下のとき。	7,200円に600キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,600円を加えた額
1回の搬入量が2トンを超えるとき。	29,600円に2トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに2,000円を加えた額

」

に、

「

1回の搬入量が500キログラム以下のとき。	100キログラムまでごとに800円
1回の搬入量が500キログラムを超え2トン以下のとき。	4,000円に500キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,200円を加えた額
1回の搬入量が2トンを超えるとき。	22,000円に2トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,600円を加えた額

」

を

「

1回の搬入量が300キログラム以下のとき。	100キログラムまでごとに1,000円
1回の搬入量が300キログラムを超え1トン以下のとき。	3,000円に300キログラムを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,400円を加えた額
1回の搬入量が1トンを超えるとき。	12,800円に1トンを超える部分が100キログラムに達するまでごとに1,800円を加えた額

」

に改める。

別表第3埋立処分を行う施設に搬入する場合の項中「1トン」を「600キログラム」に、「800円」を「1,200円」に、「3トン」を「2トン」に、「8,000円」を「7,200円」に、「1,200円」を「1,600円」に、「32,000円」を「29,600円」に、「1,600円」を「2,000円」に改め、同表その他の項中「500キログラム」を「300キログラム」に、「800円」を「1,000円」に、「2トン」を「1トン」に、「4,000円」を「3,000円」に、「1,200円」を「1,400円」に、「22,000円」を「12,8

00円」に、「1,600円」を「1,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、別表第1ふん尿の項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年6月1日前に委託を受けたふん尿の収集、運搬及び処分に係る手数料(臨時に収集するときに係るものに限る。)については、なお従前の例による。

(環境局環境政策部循環型社会推進課)